

## 疾患別リハビリテーションに係る症例報告書

都道府県名	
医療機関コード※	
保険医療機関名	

※レセプトに記載する 7 桁の数字を記載すること

### 1. 疾患別リハビリテーション料の算定状況について

本年 6 月 1 日から 30 日までの 1 ヶ月間に疾患別リハビリテーション料を算定した患者について実人数を記載すること。なお、同一の患者が複数回同一の傷病名により同一の疾患別リハビリテーション料を算定した場合は、1 人として計算すること。

	入院中の患者 以外の患者	入院中の患者
<b>&lt;脳血管疾患等リハビリテーション料について&gt;</b>		
1) 脳血管疾患等リハビリテーション料の算定患者	人	人
2) 1) のうち、標準的算定日数 (180日) を超えた患者	人	人
<b>※ 2) は 3) と 5) を足し合わせた数</b>		
3) 2) のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等の理由で、月 13 単位の算定上限の対象外となっている患者	人	人
4) 3) のうち、要介護被保険者等	人	人
5) 2) のうち、月 13 単位の算定上限の対象となっている患者	人	人
<b>&lt;廃用症候群リハビリテーション料について&gt;</b>		
1) 廃用症候群リハビリテーション料の算定患者	人	人
2) 1) のうち、標準的算定日数 (120日) を超えた患者	人	人
<b>※ 2) は 3) と 5) を足し合わせた数</b>		
3) 2) のうち、廃用症候群リハビリテーション料について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等の理由で、月 13 単位の算定上限の対象外となっている患者	人	人
4) 3) のうち、要介護被保険者等	人	人
5) 2) のうち、月 13 単位の算定上限の対象となっている患者	人	人
<b>&lt;運動器リハビリテーション料について&gt;</b>		
1) 運動器リハビリテーション料の算定患者	人	人
2) 1) のうち、標準的算定日数 (150日) を超えた患者	人	人
<b>※ 2) は 3) と 5) を足し合わせた数</b>		
3) 2) のうち、運動器リハビリテーション料について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等の理由で、月 13 単位の算定上限の対象外となっている患者	人	人
4) 3) のうち、要介護被保険者等	人	人
5) 2) のうち、月 13 単位の算定上限の対象となっている患者	人	人

## 2. 患者の状態等について

入院中の患者以外の患者について、本年6月1日から7日までの1週間の間に疾患別リハビリテーション料を算定した患者のうち「治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される、又は、治療上有効であると医学的に判断される等の理由で、月13単位の算定上限の対象外となっている患者」に該当している患者のデータ（入院中の患者以外の患者）を記載すること。

	1)年齢	2)要介護度 【選択肢】 1.要支援1 2.要支援2  3.要介護1 4.要介護2 5.要介護3 6.要介護4 7.要介護5 8.該当無し	3)主な傷病 ※○は1つだけ					4)上限日数と なつてからの期間 ※○は1つだけ				5)ADL				6)単位 数
			脳 血 管 疾 患	廃 用 症 候 群	外 傷	外 傷 以 外 の 整 形 外 科 疾 患	そ の 他	3 か 月 未 満	3 か 月 以 上 6 か 月 未 満	6 か 月 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上	B I (Barthel Index)		F I M (126点満 点でご記入 ください)		
												上 限 日 数 を 超 え た 最 初 の 診 察 日	7 月 1 日 時 点	上 限 日 数 を 超 え た 最 初 の 診 察 日	7 月 1 日 時 点	
例	75 歳	6	1	○2	3	4	5	1	2	○3	4	30	60	40	50	7
1	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
2	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
3	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
4	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
5	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
6	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
7	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
8	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
9	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					
10	歳		1	2	3	4	5	1	2	3	4					

### [記載上の注意]

1 1. については、入院していた患者が退院した等により、同一月内に「入院中以外の患者」及び「入院中の患者」の両方に当てはまる場合は、当該月内の初回の疾患別リハビリテーション料の算定により計算すること。

2 2. 5) の「上限日数を超えた最初の診察日」におけるBI (Bathel Index) 及びFIMについて不明の場合は「-」と記入すること。